

## 諮 問 事 項

### 「東京都消費生活基本計画及び 東京都消費者教育推進計画の改定について」

#### 諮 問 の 趣 旨

超高齢社会への突入、高度情報化の進展、在留外国人の増加など、消費者を取り巻く経済・社会環境は大きく変化している。

都は、これまで、高齢者・若者等を狙う悪質事業者の排除、ライフステージに応じた消費者教育の推進、戦略的な消費生活情報の収集・発信、現場の最前線である東京都消費生活総合センターにおける相談・あっせん等による被害救済機能の強化など、積極的に消費生活行政を推進してきた。

しかし、依然として、悪質商法による消費者被害、身近な商品・サービスによる事故などの問題が後を絶たない状況にあり、こういった課題への対応のほか、今後の消費者を取り巻く環境変化にも的確に対応していく必要がある。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、消費生活の面においても持続可能な社会の実現を目指していかなければならない。

都は、「ゆとりある成熟社会」を目指して、都民の消費生活の安全・安心を確保し、消費生活行政を更に積極的に推進していく必要があることから、平成30年度から平成34年度までの5年間の指針となる「消費生活基本計画及び消費者教育推進計画の改定について」諮問するものである。